

紀の川市立図書館資料収集方針

1 目的

紀の川市立図書館は、基本的人権の一つである「知る自由」を社会的に保障する機関としての立場に立ち、図書館法及び紀の川市立図書館条例に定められた事業を適正に運営するとともに、市民の知的要求と社会的変化に対応するため、次の基本方針に基づき資料の収集に努める。

2 基本方針

- (1) 資料の収集は、地域の公共図書館としての役割を果たすため、一般教養、調査研究及び実用、娯楽の用に資する資料とする。高度の専門書については専門の機関に委ね、基本的な資料を優先的に収集する。
- (2) 紀の川市の歴史、文化など地域に関する資料は積極的に収集する。
- (3) 蔵書構成は、利用状況を常に考慮したものとし、特定のものに偏ることのないよう留意して収集する。
- (4) 資料の選択は、「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会1954年採択、1979年改訂）の精神を尊重し、公平かつ偏りなく収集する。

3 資料収集についての留意点

- (1) 市民から出された購入希望に関しては、図書館の蔵書構成への意志の反映として受け止め、収集するように努める。
- (2) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を収集する。
- (3) 宗教団体・政治団体・営利団体の宣伝活動のための資料、及びこれに類する資料については収集しない。
- (4) 人権またはプライバシーを侵害するもの、青少年の感情を著しく刺激するものは収集しない。

(5) 図書館職員の個人的関心や好みによって資料を収集しない。

(6) 資料の収集方法は、購入のみならず、寄贈、寄託、配布または交換等の手段を十分に活用する。この場合においても、この方針に定める基準を適用する。

4 資料収集委員会

資料収集の重要事項について協議するため、紀の川市立図書館資料収集委員会を設置する。

5 資料の更新及び廃棄

(1) 更新

評価が定まり、長期にわたって利用されると予測される資料が、破損などのために利用に供することができなくなった場合は、同一資料の買い替えなどの更新を行う。

(2) 廃棄

ア 新たな資料によって代替できる資料、古くなり利用価値の乏しくなった資料、汚破損により修復が不可能な資料は蔵書目録から除くものとする。

イ 年1回の蔵書点検の結果、3回にわたり所在不明となった資料は蔵書目録から除くものとする。

以上のような基本方針で収集した図書館資料がどのような思想や主張を持っていても、それは図書館及び図書館員が支持していることを意味するものではない。

平成29年4月1日